

平成 20 年 3 月 28 日 決定
平成 21 年 1 月 23 日 改定
平成 21 年 3 月 31 日 改定

法務省事後評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定及び法務省政策評価に関する基本計画に基づき、法務省事後評価の実施に関する計画（以下「本実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 20 年度の 1 年間とする。

2 事後評価の対象とする政策

法務省の当面の重要施策及び成果重視事業（注）を含む施策を中心として、1 年ないし 3 年程度の周期で事後評価の対象とする（具体的には別添のとおり）。

3 実施計画の見直し

本実施計画は、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査及び研究の成果並びに開発の動向等を踏まえ、適宜適切に政策所管部局の意見を聴いた上で、所要の見直しを行うものとする。

（注）「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）において、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度を定着させるために導入されたもの。

政策体系		事後評価の対象とする施策等	
基本政策	政策	H 19年度	H 20年度
I 基本法制の維持及び整備			
1	基本法制の維持及び整備 (1) 社会経済情勢に即応した基本法制の整備 ★	○	○
2	司法制度改革の推進 (1) 総合法律支援の充実強化 (2) 裁判員制度の啓発推進 ★ (3) 法曹養成制度の充実 (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (5) 法教育の推進 ★	○	○
3	法務に関する調査研究 (1) 法務に関する調査研究 ★	○	○
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持			
4	検察権の適正迅速な行使 (1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営 ★	○	○
5	矯正処遇の適正な実施 (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 ★ (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	○	○
6	更生保護活動の適切な実施 (1) 保護観察対象者等の改善更生 ★ (2) 犯罪予防活動の助長 (3) 医療観察対象者の社会復帰	○	○
7	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 ★	○	○
8	団体の規制処分の適正な審査・決定 (1) 団体の規制処分の適正な審査・決定		
III 国民の権利擁護			
9	国民の財産や身分関係の保護 (1) 登記事務の適正円滑な処理 ★ (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督	○	○
10	人権の擁護 (1) 人権の擁護 ★	○	○
IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理			
11	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 (1) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 ★	○	○
V 出入国の公正な管理			
12	出入国の公正な管理 (1) 出入国の公正な管理 ★	○	○
VI 法務行政における国際化対応・国際協力			
13	法務行政における国際化対応・国際協力 (1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進 ★		○
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営			
14	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保		

目 次

1	平成20年度事後評価の実施に関する計画	
	社会経済情勢に即応した基本法制の整備	1
	法教育の推進	5
	法務に関する調査研究	
	再犯防止に関する総合的研究	8
	犯罪被害に関する総合的研究	11
	検察権行使を支える事務の適正な運営	13
	矯正施設における適正な処遇の実施	17
	保護観察対象者等の改善更生	21
	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた	
	公共の安全の確保を図るための業務の実施	26
	人権の擁護	29
	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	31
	出入国の公正な管理	33
	法務行政における国際協力の推進	36
2	平成20年度成果重視事業実施計画	
	裁判員制度の啓発推進	
	裁判員制度啓発推進事業	41
	登記事務の適正円滑な処理	
	登記情報システム再構築事業	44
	地図管理業務・システムの最適化事業	47
	出入国の公正な管理	
	出入国管理業務の業務・システムの最適化	49

(注) 達成目標の目標値等として数値を用いる場合、過去の実績がない場合などを除き、原則として過去5年分の実績を記載している。

平成20年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	基本法制の維持及び整備		
評価対象	社会経済情勢に即応した基本法制の整備		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-1-(1)】		
施策の基本目標	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。		
評価実施時期	平成22年度（平成20年度は中間報告）	所管部局	大臣官房秘書課，民事局，刑事局
評価方式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

現在、我が国は、新たな世紀にふさわしい国の形を造る大転換期にあり、自由かつ公正な経済社会を築き、世界的規模で広がる大競争時代に対応し、より大きな発展を遂げるため、国民の活発でより成熟した経済活動の土台となる諸制度の抜本的改革が求められている。

とりわけ、経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備は、透明なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要であり、我が国の将来の決定的要素となるものである。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、企業等の自由な経済活動が可能となるように民事基本法制を整備することが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。また、社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するように、刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し社会の安定に資することとなる。さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、透明なルールに貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、このような観点から、平成13年度から5年程度の期間を目途として、集中的に、経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んできたが、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）を踏まえ、さらなる基本法制の整備を行うため、その期間を平成21年度末まで延長し、検討を行う。その具体的内容は以下のとおりである。

【民事関係】

- ① 企業経営の効率化、業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されている。また、新規企業の資金調達需要の増大、株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い、企業の資金調達に関する環境整備が求められている。このような状況にあることを踏まえ、企業統治の実効性を確保し、国際的に整合性のとれた制度を構築する。また、高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営、資金調達の円滑化・流通性の確保、投資家の保護等により、我が国の企業の競争力の強化

を図る必要がある。そこで、会社の機関の在り方、会社情報の適切な開示の在り方、株主総会運営の方法、資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。

- ② 社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため、担保・執行法制、区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備するとともに、保険法（商法第2編第10章）の全面的な見直しを行う。また、債権法（民法第3編）の抜本的見直しに向けた検討を開始する。
- ③ 国際的な民商事紛争において、我が国の裁判所が管轄を有するかどうかを判断する基準を明確化するため、国際裁判管轄に関する法制の整備に向けた検討を開始する。
- ④ 速やかかつ合理的な破たん処理、企業再建等を行うことを可能とし、経営資源の有効活用等を図るため、倒産法制を整備し、手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。
- ⑤ 司法の国民的基盤の確立のためには、分かりやすい司法を実現する必要がある、その前提として、司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要である。我が国の基本的な法令の中には、民法の一部や商法など、明治時代に制定され、依然としてカタカナの文語体で表記され、現在では使われていない用語が使用されているものや、条文引用の方法等が煩雑であるものなど、法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがある。そこで、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。

【刑事関係】

- ① クレジットカード等の支払用カード偽造等の事案が多発していることから、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードの電磁的記録不正作出等行為に対する罰則を整備する。
- ② 長引く不況を反映して、企業や個人の相次ぐ倒産、不良債権処理が問題となっている。悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し、実効的に対処できるよう、これら妨害に対する罰則を整備する。
- ③ 近年、企業活動に伴う様々な違反行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。国民が安心して暮らせる社会、ルールに従った健全な企業活動が営まれる活力ある社会を確保するため、企業活動において重要な役割を果たしている法人の刑事責任の在り方について見直しを行う。
- ④ 近年、コンピュータが社会の様々な分野で広範に利用され、その利用者が急速に拡大している。また、その利用形態もコンピュータを単独で用いる形態からインターネットなど地球規模のオープンなネットワークとしての利用形態に急速な変化を遂げてきている。このような状況変化に伴い、コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しており、我が国の治安や社会経済の秩序を維持するためには、新たな手口・態様を含むハイテク犯罪に的確に対応し得るための法整備を行うことが不可欠である。そこで、これらのハイテク犯罪の特質を踏まえて実体法及び手続法を整備する。

(3) 具体的内容

ア 法制整備の体制については、平成12年11月8日、通商産業省（現・経済産業省）・総務省からの合計3名の応援を含む、民事局・刑事局の基本法制担当者によるプロジェクトチームを設置し、積極的、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。平成13年4月には、さらに積極的、集中的に法制整備を進めるため内閣の支援を得て、時限的に、参事官を中心とする作業班を増強した。現在は、約40名の民事・刑事基本法制プロジェクトチームにより作業を進めている。

イ 法整備の具体的内容（・は平成20年3月31日現在で整備済みのもの、○は平成21年ころまでに整備予定のもの）

① 民事関係

(ア) 商法

- ・株主総会運営等におけるITの活用，ストック・オプション制度の見直し
- ・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し
- ・条文について，ひらがな・口語体とするための検討
- ・利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し
- ・会社法の整備
- 保険法の見直し 等

(イ) 民法及びその関連法

- ・中間法人制度の創設（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成20年12月1日施行）に基づく一般社団・財団法人制度に統合）
- ・担保・執行法制，区分所有法について，現代社会に一層適合させるよう所要の法整備
- ・民法典（第1編から第3編まで）をひらがな・口語体とする
- ・信託法について，信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的見直し
- ・電子記録債権制度の創設 等

(ウ) 倒産法

- ・会社更生法及び破産法等について，手続の簡素・合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し
- ・特別清算制度の見直し 等

(エ) 民事訴訟法等

- ・民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの，民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し
- 主権免除法制の整備 等

(オ) その他

- ・法の適用に関する通則法の整備
- ・犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

② 刑事関係

(ア) 経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備

- ・支払用カードの偽造等の犯罪に対する罰則の整備
- ・倒産犯罪等に関する罰則の整備
- 民事執行，民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備
- 企業の刑事責任の在り方を見直し 等

(イ) IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備

- ハイテク犯罪に対する罰則の整備
- コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備 等

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は，我が国の基本法制を事後チェック・救済型社会の基盤として有効で，社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで，本件総合評価においては，そのような観点から，民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析して，必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価することとなる。本件政策課題である基本法制の整備は，上記のとおり，平成13年度から平成21年度末の期間を目途とするものであり，その評価は，基本法制の整備を終えた後に行うこととなるが，今回は，平成20年度における立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

○ 規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)

I-9-(1) 民事・基本法制の整備

「社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。」

5. 備考

平成20年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	司法制度改革の推進		
評価対象	法教育の推進		
施策名等	【政策評価上の位置付け：I-2-(5)】		
施策の基本目標	法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとりた紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立（国民が参加し、国民によって支えられる司法とする）の条件整備のため、法教育の推進を図る。		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	大臣官房司法法制部
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会 ^{*1} を実施し、法教育の推進を図る。		
指標	法教育推進協議会（部会を含む）の実施状況	目標値等	平成20年度中に部会の検討結果に関する取りまとめを行う

達成目標2			
取組内容	国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため、法教育についての広報活動を行う。		
指標1	説明会・シンポジウム等の実施回数	目標値等	5回以上
指標2	説明会・シンポジウム等の参加人数	目標値等	500人以上
指標3	シンポジウム参加者のシンポジウムに対する満足度	目標値等	参加者の満足度の割合80%以上

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値等を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいう。これは、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある。

我が国においては、国民の活動を事前に調整する「事前規制・調整型社会」から国民の責任で自由に行動をすることを基本とし、社会のルール違反を後からチェック・被害を救済する「事後チェック・救済型社会」への変化の中で、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から生じる様々な紛争を法に基づいて解決する必要が生じている。また、司法制度改革においても、法や司法制度は、本来、法律の専門家のみ

ならず国民全体で支えるべきものとされている。これを受けて、司法を支える国民的基盤を確立するために、裁判員制度が開始されることとなり、国民が司法を支えるために能動的に参加することが求められている。

このような状況にあっては、何よりもまず、国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識し、その上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行うことができる資質・能力を身に付ける必要がある。また、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法を支えるために能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。そこで、法や司法に関する学習機会を充実させるなど法教育を推進する必要がある。

(2) 施策の実施方法

法務省では、平成15年7月に法教育研究会を立ち上げ、「ルールづくり」、「憲法」、「私法と消費者保護」、「司法」の4つの教材例を中心とする「はじめての法教育」（中学3年生向け）を作成・公表した。平成17年5月には法教育研究会を法教育推進協議会へと発展させ、法教育の普及、教材の改訂等に取り組んだ。その結果、平成19年2月、中学生を対象に、生徒自身による模擬裁判を盛り込んだ「裁判員制度を題材とした教育教材」を作成し、同年3月、上記4教材の難解部分をまとめたQ&A集及び授業の様子を収録し解説を施したDVD（「はじめての法教育Q&A」）を作成・公表した。

しかし、法教育は、現段階では未だ十分に浸透しているとは言い難く、国民一般へ理解を広める必要がある。また、今後は、国民にとって最も身近で学習の必要性が高い私法分野における法教育とその教材の在り方や、子どもの成長や発達過程に配慮した法教育の具体的な在り方について重点的に検討する必要がある。

このため、法教育推進協議会のもとに、「私法分野教育検討部会」及び「小学校教材作成部会」を設置し、私法分野における法教育の在り方に関する検討等や小学生を対象とした法教育教材の作成等を行う。それとともに、文部科学省等の関係機関との連携を図るなどしながら、国民一般への理解を広めるため、学校教育における法教育の在り方を教育関係者、法曹関係者と共に考える法教育シンポジウムの実施等の広報活動を行う。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

ア 基本目標を実現するためには、国民一人ひとりが自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識することが不可欠である。そこで、「学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成する法教育推進協議会を実施し、法教育の推進を図る」ことを達成目標1とした。

そして、その達成度合いについては、法教育推進協議会及びそのもとに置かれた2つの部会でそれぞれ充実した協議を行い、学校教育等において法や司法に関する学習機会を充実させる方策を検討することが重要である。この観点から、法教育推進協議会（私法分野教育検討部会及び小学校教材作成部会を含む）の具体的な実施内容や協議の成果からなる「法教育推進協議会の実施状況」を指標とし、部会の検討結果に関して、平成20年度中に取りまとめを行うことを目標値等とした。

イ 法教育を推進するためには、主に学校教育を終えた国民一般に法教育の意義について理解してもらうことが必要であることから、「法教育についての広報活動を行う」ことを達成目標2とした。

そして、その達成度合いについては、説明会・シンポジウム等へ多数の方に参加してもらい、法教育の意義について理解してもらうことが重要である。この観点から、「説明会・シンポジウム等の実施回数」と「説明会、シンポジウム等の参加者数」及び「シンポジウム参加者のシンポジウムに対する満足度」を指標として評価することとした。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）
第4章－第2－2 司法教育の充実
「学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる。」
- 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）
第4章－第2－2 司法教育の充実
「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる。」
- 教育基本法（平成18年法律第120号）第2条第2号、第3号
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（中央教育審議会の答申）（平成20年1月17日）
8－(2)－② 社会
「よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培う」
「社会生活を営む上で大切なルールや法及び経済に関する基礎となる内容の充実を図る」
8－(2)－⑭ 道徳教育
「集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合うなど、体験や人間関係の広がりに配慮した指導を重視する」
- 幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の公示（平成20年3月28日）
小学校学習指導要領 第2章－第2節 社会
「国民の司法参加についても扱う」
中学校学習指導要領 第2章－第2節 社会
「裁判員制度についても触れる」
「個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる」
小学校・中学校学習指導要領 第3章 道徳
「法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすことに配慮し、指導を行う」
小学校学習指導要領 第6章 特別活動、中学校学習指導要領 第5章 特別活動
「意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動を充実する」

5. 備考

※1 「法教育推進協議会」

我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、法教育研究会の報告の趣旨を踏まえつつ、「ア 学校教育における法教育の実践等」「イ 教育関係者・法曹関係者による法教育に関する取組等」「ウ 裁判員制度を題材とした法教育の実践等」「エ その他法教育の研究・実践・普及方法等」に関する情報交換及び今後の在り方について検討を行い、我が国における法教育を推進することを目的とする協議会。

平成20年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	法務に関する調査研究		
評価対象	法務に関する調査研究（再犯防止に関する総合的研究）		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-3-(1)】		
施策の基本目標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	法務総合研究所
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

一般刑法犯検挙人員中の再犯者（前に刑法犯又は特別法犯により検挙されたことがある者。交通関係を除く。）の人員及び再犯者率は、近年、増加・上昇傾向にあり、この傾向を抑止するための効果的な対策が求められている。犯罪者に占める再犯者の比率が比較的低いにもかかわらず、事件数全体に占める再犯者の犯した事件数の比率が、初犯者のそれに比べて格段に高いことは、これまでの国内外の実証研究において確認されている。また、近年、刑務所出所者等による社会の耳目を集めるような事件も見られ、国民の治安に対する不安も高まっている。

そこで、犯罪を減少させ、国民の治安に対する不安を改善するためには、犯罪予防とともに、再犯の効果的な防止、すなわち、一度犯罪を犯した者が再び犯罪を犯すことなく、円滑に社会復帰するための効率的・重点的な対策が不可欠である。そして、その前提として、再犯者の特性を客観的・科学的に分析した基礎資料が必要である。

○一般刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（平成14年～18年）

年次	検挙人員	再犯者人員	再犯者率
14年	347,558人	121,341人	34.9%
15年	379,602人	135,295人	35.6%
16年	389,027人	138,997人	35.7%
17年	386,955人	143,545人	37.1%
18年	384,250人	149,164人	38.8%

(2) 目的・目標

近時の我が国における再犯の傾向及び再犯者等の実態について調査・分析を行い、再犯防止を考える上で留意すべき課題（再犯を促進する要因・再犯を防止する要因等）を検討するなどして、法務省関係部局において、より効果的な犯罪予防及び再犯防止策等の諸政策を検討する上で活用できる基礎資料を提供することを目的とする。

本調査研究の目標については、以下のとおりとする。

ア 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、「刑務所出所者等の再犯防止」が掲げられていることから、同再犯防止策として盛り込まれた10施策の検討に活用できる基礎資料を提供する。

イ 外部有識者等で構成される法務総合研究所研究評価検討委員会が研究評価のために設定する評価基準において、一定水準以上の評価を得る（評価基準については、平成21年度研究評価検討委員会において決定）。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成19年度から平成20年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 近時の我が国における再犯の傾向の分析

① 調査する資料の範囲等

平成10年から平成19年までの警察における検挙人員，検察における起訴人員，刑事施設に収容されている受刑者，保護観察所において保護観察を終了した者（検察統計年報などの統計資料を使用）。

- ② 調査項目
刑事手続の各段階における人数，罪名，犯行時の身上（執行猶予中，仮釈放中）等の項目につき調査する。
- ③ 分析の視点
刑事手続の各段階における再犯者等の推移，罪名別・年齢別等の視点からその特色を調べるなどし，近時の我が国における再犯の傾向について分析する。
- (イ) 犯歴・統計による再犯者の実態調査及び対策の検討
 - ① 調査対象
犯歴の電子的記録の集計結果及び矯正・更生保護関係の統計資料を対象とする。
 - ② 調査方法・内容
 - i) 最近30年間の長期的な再犯動向について，再犯者数と再犯者による犯罪の件数，罪名・年齢層などの観点から分析する。
 - ii) 有罪の確定裁判を受けた者の犯罪経歴から，罪名別（窃盗や傷害などの一犯目の罪名別・重大事犯別），年齢層別（少年・若年者・高齢者別，出生年別），犯罪態様別（常習性）に再犯の有無や再犯の態様（同種罪名の有無，回数等）について分析する。
 - iii) 処分状況別（量刑，執行猶予，仮釈放）にその後の再犯の有無や再犯の内容（罪名，再犯期間）について分析する。
 - ③ 対策等の検討
上記の調査により再犯者の実態を明らかにし，その得られた特徴を基に，犯罪者の中でも，再犯に至るおそれが高く，特に重点的に対策を講ずるべき対象者に対する効果的な処遇方策について検討する。
- (ウ) 諸外国における再犯防止対策の調査
 - ① 調査対象
再犯の防止に実効性の認められた施策・処遇方法を多くもつ米国，カナダ，英国及びオーストラリアの制度・処遇プログラムを対象とする。
 - ② 調査方法・内容
上記4か国の矯正施設，中間処遇施設等において実地調査を行う。各国とも以下のような観点から調査し，国際比較を行う。
 - i) 多機関（裁判所，矯正・保護など刑事司法に関わる機関）連携の下での継続的処遇の効果的実践についての調査（施設内処遇から社会内処遇，施設内処遇又は社会内処遇からアフターケアにつなげる制度・処遇プログラムなど）
 - ii) 犯罪を行う危険性のある者に対する早期介入等の犯罪予防制度についての調査
 - iii) 実証的・効果的な犯罪者処遇プログラムについての調査
- (エ) 成果物の取りまとめ等
上記(ア)から(ウ)を総合して，今後の犯罪予防，再犯防止策に関する課題と展望を取りまとめ，成果物を法務総合研究所研究部報告として刊行する。

3. 事前評価の概要

本研究については，平成18年6月9日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえた上，以下のとおり事前評価を行った。

(1) 必要性

社会の治安の悪化に対処するためには，再犯防止のための諸施策が必要である。そのため，再犯を促進する要因，再犯を防止する要因及びそれらに対する効果的な働き掛け

等に関する各種基礎資料に基づいた分析を行い、その結果を実効ある諸施策の検討に反映させていくことが必要不可欠であるので、本研究を行う必要がある。

(2) 効率性

本研究は、捜査・公判の実務経験のある研究官を始めとして、刑務官、少年院教官、少年鑑別所技官、保護観察官として犯罪者の処遇を行った実務経験のある研究官がチームを組み、それぞれの持つノウハウを共有して利用するなど、他の研究機関に比べてより実態に即し、かつ、効率的な研究を行うことが可能である。

(3) 有効性

本研究から得られる資料は、法務省において、今後、再犯を犯す危険性の高い者に対する効果的な再犯防止策を実施するため、どのような取組みを行っていくべきかを示唆するものとなり得ることが期待されるので、有効性が認められる。

(4) 総合的評価

本研究については、上記のとおり、必要性、効率性及び有効性がそれぞれ認められる上、捜査から矯正、保護までを含めた総合的、横断的な研究から得られる資料は、再犯防止のための諸施策を講じるに際して貴重な資料となり得るので、平成19年度から行うべき研究課題といえる。

4. 評価手法等

前記目標の達成の有無について、外部有識者等で構成される法務総合研究所研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）において、次のとおり評価を行うこととする。

ア 目標2.(2)アについては、調査研究結果が10施策に利用できるものかであるかどうかについて、各施策ごとに検証する。

イ 目標2.(2)イについては、新たに策定する評価基準により評価を行う予定としている。

5. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

○ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

第2-2 刑務所出所者等の再犯防止

- ① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化
- ② 刑務所出所者等の定住、確実な身元引受け等の推進
- ③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施
- ④ 刑務所出所者等の就労先の確保
- ⑤ 入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施
- ⑥ 自立更生のための各種施策の推進
- ⑦ 刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進するための枠組みの設置
- ⑧ 保護観察における処遇の充実強化
- ⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討
- ⑩ 効果的な出所者情報の共有

6. 備考

平成20年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	法務に関する調査研究		
評価対象	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-3-(1)】		
施策の基本目標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	法務総合研究所
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

有効適切な犯罪防止のための諸施策を検討するには、犯罪被害の実態を正しく把握し、分析する必要があるが、現実には、被害者が届出等をしないなどの理由により捜査機関が認知していない、いわゆる暗数となっている犯罪被害が多数ある。

法務省において、有効適切な犯罪防止策等を検討するには、警察等の公的機関に認知された犯罪被害の件数のみでなく、特に暗数が多いとされる性犯罪等も含め、多様な要因により顕在化していない犯罪被害について、国際比較を踏まえた我が国の犯罪発生状況の実態を明らかにした基礎資料が必要である。そのためには、国連が主導して世界規模で行う国際犯罪被害実態調査に参加することが極めて有益である。

(2) 目的・目標

第1回調査（2000年）、第2回調査（2004年）に引き続き、第3回犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、犯罪被害実態等の経年比較及び国際比較を行うことによって、我が国の犯罪発生状況の実態を明らかにする基礎資料を提供することを目的とする。

本調査研究は、国連が主導する第6回国際犯罪被害実態調査に参加して行うものであり、国連が示した国際標準の質問票161項目について、適切に調査することを目標とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成19年度から平成20年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 調査対象者

全国から16歳以上の者6,000人（男女同数）を無作為抽出。

(イ) 調査項目

「犯罪被害の有無及び実情」、「犯罪被害の申告及び警察に対する認識」、「犯罪・防犯に関する認識及び態度」等、第2回調査（2004年）における調査項目に加え、今回から性別を問わず全ての調査対象者に対して性的事件に関する項目を調査する。

(ロ) 調査方法

調査対象者を選定（サンプリング）し、上記のような調査項目を記載した質問票を用い、調査員が対象者を戸別訪問して面接聴取を行う。また、性的事件については、対象者自身が自記式回答用紙に記入する方法により調査を行い、その調査結果を基にデータベースの作成等を行う。

(ハ) 分析の視点

世帯犯罪被害（乗り物関係の被害、不法侵入等）及び個人犯罪被害（強盗、性的事件等）の被害態様、年齢、就業状況、都市規模等の視点から分析する。

(ニ) 成果物の取りまとめ等

調査結果については、各国における調査結果の取りまとめを行っているティルブルグ大学国際被害者学研究所、国連薬物犯罪事務所（UNODC）及び国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）に送付する。

また、本研究の成果を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として刊行する。

3. 事前評価の概要

本研究については、平成18年6月9日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえた上、以下のとおり事前評価を行った。

(1) 必要性

近年、治安情勢の推移は、国民の非常に高い関心を集めているが、国民の体感治安に影響する犯罪情勢を実態に即して多面的に把握するためには、英米を始めとする諸外国と同様に、公的機関の認知・処理件数以外に実態を反映したデータを収集・分析することが必要である。

(2) 効率性

法務総合研究所は、過去に2回の同種調査を行っており、調査・分析に関するノウハウを蓄積しているため、全く初めて調査・分析を行う場合に比べて、短期間に正確な分析を行うことを期待できる。これに加えて、法務総合研究所は、過去の調査データも蓄積しているため、それらを生かして経年比較など継続性が必要な研究も行うことができるので効率的である。

(3) 有効性

本研究の成果として、犯罪被害の暗数の把握が見込まれる。これにより犯罪被害実態の経年比較などの分析や国際比較などが可能になり、これらを含む各種の分析結果等に基づいて策定される犯罪防止策が適切なものとなることが十分期待できるので有効である。

(4) 総合的評価

本研究については、上記のとおり、必要性、効率性、有効性がそれぞれ認められる上、国際調査に参加し、かつ過去2回の同種調査に引き続いて行われる本研究により得られると見込まれる成果は、過去2回の調査データとの比較や国際比較を可能とし、刑事政策を検討する上で重要な資料となり得るので、平成19年度から行うべき研究課題といえる。

4. 評価手法等

前記目標の達成の有無について、外部有識者等で構成される法務総合研究所研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）において、国連から示された161項目について、適切に調査が行われているかどうかについて評価を行うこととする。

5. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第21条
- 犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）

V－第4－2－(6) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

「法務省において、これまでに行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続的に実施する方向で検討するとともに、性的暴行被害等についてより一層精緻な数値を得られるよう調査方法の検討を早期に行い、その結果を同調査に反映する。」

6. 備考

平成20年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	検察権の適正迅速な行使		
評価対象	検察権行使を支える事務の適正な運営		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ－４－(2)】		
施策の基本目標	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	刑事局
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する。		
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超)

達成目標2			
取組内容	犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。		
指標	研修参加者に対するアンケート調査	目標値等	研修を有意義とする回答を90%超 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標3			
取組内容	検察に関する広報活動を積極的に実施する。		
指標	広報実施回数の対前年度増	目標値等	対前年度増 (平成15年度： 469回) (平成16年度： 739回) (平成17年度： 3,009回) (平成18年度： 12,999回) (平成19年度： 17,969回)

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

最近における犯罪情勢は、殺人等の凶悪重大事件、暴力団抗争事件などの国民の平穏な日常生活を脅かす犯罪が後を絶たない一方、来日外国人による薬物大量密輸事件等、犯罪の国際化も、依然深刻な問題であり、我が国の治安回復は、いまだ道半ばとなっている。

また、犯罪被害者等基本法及び同基本計画に基づき、犯罪被害者の保護・支援については、今後も、種々の施策を強力に進めていくことが求められている。

上記のような情勢を背景に、検察が、「世界一安全な国」の復活（国民が安全・安心に暮らせる社会の実現）に寄与し、国民の期待にこたえていくためには、その活動が社会情勢の変化に的確に対応したものでなければならない。そこで、検察においては、社会情勢の変化を適切に把握した上で、検察運営の全般にわたる改善や、検察機能のより一層の強化を図るための施策を推進していく必要がある。

（２）施策の実施方法

国際化の進展に伴い、外国人が関与する事件の数は依然として高い水準で推移している。また、平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」においては、今後講じていくべき施策として、被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化が盛り込まれている。このような近年の社会情勢に対応していくため、以下の研修を実施する。

ア 外国人が関与する事件においては、適正な捜査の実現には正確・公正な通訳が必要不可欠である。そこで、全国の通訳人全体について通訳能力を高めるため、通訳人に対し研修を実施し、基本的な刑事法の知識や通訳技術を習得させる。

イ 検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明するなど必要な情報が提供できるよう、被害者支援員に対し研修を実施し、必要な知識及び技能等を習得させる。

また、検察活動に対する国民の理解と協力を得るとともに、現在、進展している司法制度改革に対する国民の理解を得るため、幅広い層の国民に対し検察に関する説明、庁舎見学、広報ビデオ上映等の広報活動を積極的に実施する。

（３）基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するため、検察を取り巻く状況を踏まえ、達成目標 1 から 3 を設定したもので、各達成目標と指標との関係は以下のとおりである。

ア 国際化の進展に伴い外国人を被疑者とする事件は依然として高い水準で推移しており、捜査手続における通訳の正確性・公平性をより一層確保することが重要である。そこで、達成目標 1 として「適正な通訳人の確保のための対策として、通訳人に対する研修を実施する」こととした。そして、研修の成果等を確認するために、研修参加者に対するアンケート調査結果により、「有意義であった」との回答が90パーセントを超えることを指標として設定した。

イ 「犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者等に対する保護・支援体制の充実強化が求められている。そこで、達成目標 2 として「犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する」こととした。そして、研修の成果等を確認するために、研修参加者に対するアンケート調査結果により、「有意義であった」との回答が90パーセントを超えることを指標として設定した。

ウ 検察が法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力を得ることが必要不可欠である。そこで、達成目標 3 として、「検察に関する広報活動を積極的に実施する」こととした。そして、その成果を確認するために、広報実施回数について前年度より増加させることを指標として設定した。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）

第1-1-(4) 国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進

「全国地域安全運動」等を通じて、地域安全活動に携わる関係機関・団体が相互の連携を一層緊密化させ、パトロール、防犯診断、防犯のための広報啓発活動等を実施することにより、地域安全活動の浸透と定着を図る。また、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、犯罪予防活動の一環としての「社会を明るくする運動」を推進するとともに、警察官、検察広報官等による移動教室等を通じて、犯罪情勢や刑事司法システムについての国民の理解を一層深める。」

第3-3-(2) 通訳体制の確立

「円滑な捜査の実現のため、有能な民間通訳人の確保等を積極的に推進する。」

- 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条

- 犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）

V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等

「法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。」

5. 備考

- 達成目標2「犯罪被害者等に対する対応を充実させるため、被害者支援員に対する研修を実施する。」の過去のアンケート調査内容について

(目標値：90%以上)

指 標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
参加者の満足度の割合	96.6%	97.1%	94.4%	91.4%
「満足」とする回答数	56	68	67	64
アンケート回収数	58	70	71	70
参 加 人 数	58	70	71	71

平成20年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	矯正処遇の適正な実施	
評価対象	矯正施設 ^{*1} における適正な処遇の実施	
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ－5－(2)】	
施策の基本目標	受刑者及び少年院在院者等の個々の状況に応じた適切な矯正処遇や矯正教育を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。	
評価実施時期	平成21年8月	所管部局 矯正局
評価方式	実績評価方式	

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	個々の受刑者の再犯につながりやすい問題性の大きさに応じた適切な指導密度の処遇プログラムを実施し、再犯につながりやすい問題性の改善を図る。		
指標	受刑者の性犯罪者処遇プログラム受講前後の問題性の变化	目標値等	プログラム受講者の問題性(再犯リスク要因 ^{*2} の得点)が低下すること
参考指標	性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯状況		

達成目標2			
取組内容	受刑者に対し、出所後の就労に役立つ免許若しくは資格の取得、又は職業に必要な知識及び技能の習得を目的として職業訓練を実施する。		
指標	刑事施設 ^{*3} における職業訓練の実施状況 (受講者数、受講者数/受刑者数、修了者数、資格又は免許の取得者数)	目標値等	対前年度増 (過去の実績については、別添のとおり)
参考指標	職業訓練修了者の再犯率		

達成目標3			
取組内容	少年院在院者に対する就労・就学支援を積極的に実施し、出院時の進路決定率の向上に努める。		
指標	少年院出院者の進路決定率	目標値等	対前年増 (平成15年：34.8%) (平成16年：35.0%) (平成17年：32.1%) (平成18年：33.6%) (平成19年：39.8%)

達成目標4			
取組内容	少年院在院者の保護者に対し、機会を捉えて積極的に、指導、助言その他の適当な措置をとる。		
指標	少年院在院者の保護者に対する指導、助言等の状況 (保護者面談の実施回数・比率等、保護者講習会の実施回数・比率等)	目標値等	平成20年四半期ごとの実施回数・比率等の向上 ^{*4}

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

近年、凶悪犯罪の増加等による治安の悪化が指摘されており、行政全体としての総合的な治安対策が喫緊の課題となっている。犯罪のない社会、被害者を生まない社会の実現に向けては、再犯の防止が最重要の課題であると言える。

再犯を防止するためには、受刑者及び少年院在院者等に対し、適正な矯正処遇等を実施し、その改善更生・社会復帰を図っていくことが不可欠である。

(2) 施策の実施方法

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事収容施設法」という。）第30条により、受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行う（受刑者の処遇の原則）こととされており、同法では、矯正処遇として、作業、改善指導及び教科指導が定められている（同法第92条、93条、103条及び104条）。これを受け、各刑事施設においては、性犯罪再犯防止指導等の改善指導や、作業の一つの形態としての職業訓練等、受刑者の改善更生及び社会復帰に資する矯正処遇を実施しているところである。

また、少年院では、少年院法第1条の2により、個々の在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮し、その特性に応じて処遇を行うこととされており、さらに、同法第4条に基づき、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え、規律ある生活のもとに、矯正教育として、教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を実施することが定められている。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を達成するためには、刑事施設においては、作業、改善指導といった矯正処遇を、少年院においては、生活指導、職業補導等の矯正教育を、それぞれ充実させていくことが重要である。

ア 刑事施設における矯正処遇の充実のための取組として、再犯の防止が重要な課題である。そこで、個々の受刑者の再犯につながりやすい問題性の大きさに応じた適切な指導密度の処遇プログラムを実施し、再犯につながりやすい問題性の改善を図ることを達成目標とした。特に性犯罪再犯防止指導については、重点的に指導実施体制を整備し、その指導内容の充実、プログラムの効果を測定できる枠組みを整えたところである。これは、刑事収容施設法における、受刑者の処遇の原則に沿って行われている改善指導のうち最も先駆的な取組である。そこで、まずは、性犯罪者処遇プログラムを対象として、達成度合いを評価することとした。そして、達成度合いについては、同プログラムの対象者が抱える問題性（性犯罪再犯リスク要因）がどのように変化（低下）したかについて把握することが重要であると考えられることから、指標として、「性犯罪者処遇プログラム受講前後の問題性の変化」を設定した。

なお、前記「問題性」の評定に当たっては、性犯罪再犯リスク要因に関する複数の評価項目を設定し、受講前後に係る各項目の問題性の程度を得点化（0点ないし2点）した上で、各項目の得点を合計することとなる。

イ 受刑者に対し、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることは、その出所後の就労に役立ち、円滑な社会復帰を図る上で重要である。そこで、職業訓練の受講機会及び資格又は免許の取得機会を増加させることを達成目標とし、受講者数、受講率（受講者数／受刑者数）、修了者数及び資格又は免許の取得者数を指標とした。

ウ 少年施設においては、少年院在院者に対する就労・就学支援を積極的に実施し、進路が定まった状態で出院させることが、出院後の円滑な社会復帰を図る上で重要である。そこで、少年院在院者に対する就労・就学支援を積極的に実施し、出院時の進路決定率の向上に努めることを達成目標とし、同率を指標とした。

エ 少年院在院者の改善更生及び円滑な社会復帰のためには、その保護者に在院者の監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げることが必要である。そこで、少年院在院者の保護者に対し、機会を捉えて積極的に、指導、助言その他の適当な措置をとることを達成目標とした。この達成度合いについては、保護者に対する指導・助

言等の状況を指標とし、具体的には、法務教官による保護者面談の実施回数・比率等、保護者に対する講習会の実施回数・比率等をもって評価することとした。

オ なお、性犯罪者処遇プログラムの受講者及び職業訓練の修了者の再犯状況等については、一定期間内に刑事施設を出所した者について、その後の一定期間内の再犯・再入所状況を検証することとなる。性犯罪者処遇プログラム等の受講時期は、受刑期間の長短により特定年度に限らず様々となっており、年度ごとの取組として評価することにはなじまないことから、参考指標とした。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 少年院法（昭和23年法律第169号）第4条、第12条の2等
- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）
第2-1-④ 少年院における処遇の充実強化
「改善更生，社会復帰，再非行防止に高い効果を発揮する少年院における教育活動を充実強化するため，被収容者一人一人の特性に応じた処遇の個別化と多様化を推進する。特に，被害者の立場や心情を理解させ，罪障感や贖罪意識を涵養するための教育をより一層充実させる。」
第5-⑨ 刑務所等矯正施設の過剰収容の解消と矯正処遇の強化
「犯罪情勢の悪化に伴う刑務所，拘置所，少年院等の矯正施設の著しい高率収容ないし過剰収容状態やそれによる処遇環境の悪化等を速やかに緩和・解消し，適正な収容を確保するため，緊急的に所要の施設拡充整備を行う。また，治安確保のためにはこれら施設の被収容者に対してきめ細かな処遇を実施する必要があることを踏まえ，所要の要員を確保するほか，民間委託等による業務負担の軽減，保安警備体制・刑務作業運営体制の強化，医療体制の充実，職員の意識改革等をより一層推進する。」
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第84条等

5. 備考

※1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を総称する言葉。

※2 「再犯リスク要因」

犯罪者の再犯を促進する要因。静的なリスク要因（static risk factor，処遇ないし介入によって変えることのできない要因）としては年齢，性別，犯罪歴等が，動的なリスク要因（dynamic risk factor，処遇ないし介入によって変えることのできる要因）としては物事のとらえ方や考え方（性暴力を容認する態度など）や犯罪につながりやすい傾向（衝動性，対人関係の持ち方など）等が挙げられる。プログラムでは，動的リスク要因を変化させることをねらいとしており，これらのリスク要因が低下することが再犯防止につながると考えられる。

※3 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所を総称する言葉。

※4 少年院在院者の保護者に対する指導，助言その他の適当な措置は，平成19年11月に施行された「少年法等の一部を改正する法律」により新たに規定されたものであり，職員による面談，講習会の開催等は，条文化された保護者に対する措置の具体的方策として意図的・計画的に実施することとしたものである。平成20年は，当該措置の定着を図ることとし，平成20年四半期ごとの実施回数・比率等の向上を目標値とした。

○刑事施設における職業訓練の実施状況

・ 職業訓練受講人員の推移 (人)

年 度	15	16	17	18	19
職業訓練受講者数	2,182	2,413	2,469	2,472	3,030

・ 受講率の推移 (人, %)

年 度	15	16	17	18	19
職業訓練受講者数	2,182	2,413	2,469	2,472	3,030
受 刑 者 数	63,317	66,221	69,840	72,168	70,918
受 講 率	3.4	3.6	3.5	3.4	4.3

・ 職業訓練修了人員の推移 (人)

年 度	15	16	17	18	19
職業訓練修了者数	1,876	2,097	2,141	2,181	2,635

・ 資格取得状況の推移 (人, %)

年度	資格等	危険物 取扱者	溶接 技能者	ボイラー 技士	自動車 整備士	理容師	その他	合計	合格率
	15	受験者	561	249	133	97	33	1,609	
	合格者	412	229	120	96	32	1,325	2,214	
16	受験者	572	331	145	87	35	1,669	2,839	80.0
	合格者	386	282	117	84	33	1,369	2,271	
17	受験者	563	410	146	95	40	1,804	3,058	82.7
	合格者	405	366	115	92	39	1,513	2,530	
18	受験者	568	480	174	114	44	2,016	3,396	85.8
	合格者	442	404	151	114	42	1,760	2,913	
19	受験者	758	412	291	126	41	1,697	3,625	88.0
	合格者	605	355	250	106	39	1,835	3,190	

※ 現在実施している主な職業訓練

理容科, 溶接科, ホームヘルパー科, フォークリフト運転科, 自動車整備科, 美容科, ビル設備管理科など

※ 平成20年度新設種目

CAD技術科, 総合美容技術科

平成20年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	更生保護活動の適切な実施		
評価対象	保護観察対象者等の改善更生		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅱ－6－(1)】		
施策の基本目標	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	保護局
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標 1	保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。		
取組内容	保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。		
指標 1	覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数	目標値等	対前年増 (平成17年：2,538人) (平成18年：3,054人) (平成19年：3,644人)
指標 2	性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化	目標値等	プログラム受講者の問題性(評点 ^{*1} の平均)が低下すること
指標 3	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減 (過去の実績については、別添のとおり)
指標 4	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数を維持 (平成15年度：312か所) (平成16年度：310か所) (平成17年度：298か所) (平成18年度：332か所) (平成19年度：322か所)
参考指標 1	性犯罪者処遇プログラム受講者数及び受講者中の再犯者数		
参考指標 2	協力雇用主の数		

達成目標 2

取組内容	長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。		
指標	中間処遇実施予定者の選定率(実施予定者/仮釈放の法定期間の末日を経過している長期刑受刑者)	目標値等	対前年増 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標 3

取組内容	更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。		
指標 1	全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)	目標値等	対前年度増 (平成15年度：73.6%) (平成16年度：74.9%) (平成17年度：75.1%) (平成18年度：75.7%) (平成19年度：74.6%)

指 標	2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム ^{*2} （SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数	目 標 値 等	対前年度増 （平成17年度：6,458人） （平成18年度：7,885人） （平成19年度：7,927人）
-----	---	--	---------	--

3. 基本的考え方

（1）課題・目的・必要性

近年、保護観察対象者等の中で、複雑かつ深刻な問題性を抱え、又は就労が確保できない等のため、改善更生に困難を伴う者の割合が増加している。このような保護観察対象者等の再犯を防ぎ、改善更生を促進することは喫緊の課題であり、更生保護活動を通じ、こうした保護観察対象者等の改善更生を図ることが重要である。そのためには、個々の問題性に応じた専門的な処遇を実施することなどにより保護観察処遇を充実強化することが必要である。また、一般的に社会復帰に困難を伴う長期刑受刑者については、その円滑な社会復帰を促進し、自力での改善更生が困難な保護観察対象者等については、更生保護施設をより積極的に活用することで、その自立更生を促進する施策を実施していく必要がある。

（2）施策の実施方法

ア 保護観察対象者の犯罪的傾向の改善等に資するため、保護観察対象者のうち、覚せい剤事犯保護観察対象者に対しては簡易薬物検出検査^{*3}を、性犯罪保護観察対象者に対しては性犯罪者処遇プログラム^{*4}を、全国の保護観察所において実施する。また、地域の経済団体、企業等の協力を得るなどして、保護観察対象者等に対する就労支援の必要性について理解を得ること等に努める。これにより、保護観察対象者等の雇用に積極的に協力する民間事業者である協力雇用主の拡大を図るなどして、保護観察対象者等の就労を確保する。さらに、保護観察対象少年の人格的な成長を促し、規範意識の醸成等を図ることを目的とする清掃活動や福祉施設でのボランティア等の社会参加活動を一層増進し、これらの取組により保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。

イ 長期刑受刑者を仮釈放させる場合に、その社会復帰を促進する目的で行われている中間処遇（仮釈放後の一定期間、仮釈放者を更生保護施設に居住させて行う社会適応訓練等）について、実施予定者の増加を図る。具体的には、中間処遇実施予定者の選定を行う地方更生保護委員会が、長期刑受刑者に対する調査等を積極化するなどして中間処遇実施予定者の掘り起こしに努めることで、その増加を図る。

ウ 更生保護施設に対する保護観察対象者等の保護の委託を増加させるとともに、保護観察所が、SST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）や酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムの実施を更生保護施設に働き掛けるなどして、その積極的な活用を図る。

（3）基本目標と達成目標・指標との関係

ア 基本目標を実現するためには、保護観察処遇の充実強化を図ることが基本となることから、これを達成目標1とし、その達成度合いについては、上記（2）アの施策に係る4つの指標を設定して測定することとした。まず、覚せい剤事犯者が薬物使用を止めるためには、簡易薬物検出検査の実施が有効と考えられる。また、性犯罪者処遇プログラムについては、同プログラム受講者が抱える問題性（性犯罪リスク要因）がどのように変化（低下）したかという指標を設定することによって、当該受講者の性犯罪に係る問題性の低下について把握することが重要であると考えられる。そこで、指標として、「覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施実人員数」、「性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化」を設定した。なお、前記「問題性」の評定に当たっては、性犯罪リスク要因に関する複数の評価項目を設定し、受講前後に係る各項目の問題性の程度を点数化（0点ないし2点）した上で、各

項目を合計することとなる。

また、性犯罪者処遇プログラムについては、その参考指標として「受講者数及び受講者中の再犯者数」を設定した。

次に、無職者の再犯率が有職者に比べ高水準であることを踏まえ、指標として、「保護観察終了者に占める無職者の割合」を設定し、これを対前年減とすることを目標値とするとともに、保護観察対象者等の就労の確保に大きな役割を果たしている「協力雇用主の数」を参考指標とした。

さらに、社会参加活動の一層の増進を図るためには、「社会参加活動の活動場所の確保」が必要となることから、これを指標として設定した。

イ 基本目標を実現するためには、その社会復帰に特に困難を伴う長期刑受刑者に対する措置を講ずる必要があるため、「長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する」ことを達成目標2とした。長期刑受刑者のうち、中間処遇実施予定者に選定された者が仮釈放された場合、その者は直ちに一定期間更生保護施設に居住し、社会適応訓練等を受けることとなって、その社会復帰が促進されることと考えられる。そこで、「中間処遇実施予定者の選定率^{*5}」を、指標として設定した。

ウ 基本目標を実現するためには、頼るべき親族がない等の理由により自力での改善更生が困難な保護観察対象者等に対する措置を講ずる必要があるため、このような者を保護する「更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する」ことを達成目標3とした。その達成には、全更生保護施設の年間の収容可能人員に応じた積極的な収容保護がなされるとともに、自立更生の促進に有効と考えられる専門的自立促進プログラムについても積極的に実施されることが必要と考えられる。そこで、指標として、「全更生保護施設の保護率」、「更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数」を設定した。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）
- 執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）
- 更生保護法（平成19年法律第88号）
- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）
第4-2-(6) 治療、社会復帰支援による薬物再乱用の防止等
「薬物中毒者等の治療、相談体制の充実、保護観察対象者に対する事案に応じた簡易尿検査の実施等により薬物中毒者等の社会復帰を支援するとともに、その家族を対象とした相談体制等を充実させるなど、再乱用の防止のための取組を強化する。」
- 子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）
Ⅲ-1-(1) 関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進
「矯正施設、更生保護機関と職業安定機関の連携強化を図り、少年院在院者や保護観察中の少年等に対する就労支援や、協力雇用主の拡大を行う総合的就労支援策を推進する。」
- 犯罪から子どもを守るための対策（平成18年12月19日犯罪対策閣僚会議に報告）
第1章-第1節-3-(2) 犯罪防止・再犯防止
「受刑者及び保護観察中の者を対象とする性犯罪者処遇プログラムを平成17年度中に策定し、平成18年度から実施している。また、再犯防止の観点から、引き続き仮釈放審理の充実や保護観察の充実強化を図っていく。」

5. 備考

※1「プログラム受講者の問題性（評点）」

性犯罪に結び付く問題性（性に関する誤った考え方，再び性犯罪をしないための動機付けや具体的計画の不足等）を点数化して評価するものであり，問題性が大きいほど高得点となる。

※2「専門的自立促進プログラム」

入所者の問題性に応じ，対人関係の改善を目的とする認知行動療法の一つである「SST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）」や，薬物・アルコールの知識を付与し，薬物等に依存しない生活を築かせる「酒害・薬害教育」などの処遇プログラムを実施するものである。

※3「覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査」

保護観察所において，覚せい剤事犯保護観察対象者に対して，定期的に保護観察官による簡易試薬を用いた検査を実施することにより，当該保護観察対象者の断薬努力の達成感を与え，もって，断薬意思の強化及び持続を図るものである。

※4「性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラム」

性犯罪により刑を言い渡された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し，保護観察官との個別又は集団面接方法により，認知行動療法（問題行動の原因となる自らの認知の誤りやゆがみ，行動面における問題，情緒面における問題に気付かせ，これを修正させることによって，問題行動自体を変容，改善させようとする心理療法）の理論を基礎とした処遇プログラムを実施することにより，当該仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に，性犯罪に結び付く要因を認識させ，再犯防止に向けた動機付け等の指導を実施するものである。

※5「中間処遇実施予定者の選定率」

長期刑受刑者のうち，中間処遇実施予定者として選定され得る「仮釈放の法定期間の末日を経過した長期刑受刑者」数に占める「中間処遇実施予定者」に選定された者の数の割合をいう。

○保護観察終了者に占める無職者の割合及び無職者数

(目標値：対前年減)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
全体	23.8% 11,858人	23.2% 11,488人	22.3% 10,532人	21.4% 9,617人	18.9% 8,561人
保護観察処分少年	14.6% 3,673人	14.2% 3,355人	12.9% 2,787人	12.5% 2,545人	10.6% 2,055人
少年院仮退院者	26.3% 1,445人	24.1% 1,346人	23.3% 1,230人	22.7% 1,101人	17.9% 830人
仮釈放者	32.7% 4,786人	31.3% 4,859人	29.3% 4,575人	27.5% 4,171人	24.4% 4,011人
保護観察付執行猶予者	40.6% 1,990人	39.9% 1,928人	40.6% 1,940人	38.5% 1,795人	34.5% 1,665人

(保護局調査による。)

(注1) 表中上段は無職者の割合、下段は無職者数を示す。

(注2) 保護観察終了時の職業が不詳の者を除く。

(注3) 無職者は、定収入のある無職者、学生・生徒、家事従事者を除く。

○中間処遇実施予定者の選定率、仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者数、中間処遇予定者として選定された者の数、仮釈放審理事件新受件数の推移

(目標値：対前年増)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
選定率	32.3%	30.4%	29.2%	28.0%	28.6%
長期刑受刑者数	2,310人	2,487人	2,933人	3,182人	3,505人
選定者数	745人	756人	857人	891人	1,004人
仮釈放審理事件新受件数	17,452人	18,665人	17,916人	18,085件	18,128件

(保護局調査及び保護統計年報による。)

平成20年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	
評価対象施策名等	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 【政策体系上の位置付け：Ⅱ－7－(1)】	
施策の基本目標	破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。	
評価実施時期	平成21年8月	所管部局 公安調査庁
評価方式	総合評価方式	

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

オウム真理教（以下「教団」という。）は、依然として麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響下にあり、現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持し、教団に対しては、多くの国民が今なお不安感を抱いている。

また、国際テロや北朝鮮に関する諸問題等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において、こうした懸案を解決するためには、政府・関係機関が確度の高い情報を適時に入手する必要がある。

(2) 目的・目標

破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図ることを目的とする。

(3) 具体的内容

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく教団に対する観察処分^{*1}を厳正に実施する。具体的には、教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開するほか、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請に対しては、迅速かつ適切に対応する。

イ 公安調査庁は、内閣情報会議及び合同情報会議、その他政府の重要案件に関する会議の構成員として情報貢献が求められている。加えて、「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月情報機能強化検討会議決定）では、公安調査庁について「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する」とされている。また、「カウンターインテリジェンス^{*2}機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づく各種施策の平成20年4月からの実施（一部を除く。）に伴い、カウンターインテリジェンス関連情報の収集についても更に強化する必要がある。

そこで、破壊活動防止法及び団体規制法に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程において、より確度の高い情報を入手するため、情報ニーズを適切に把握した上で、

- ・情報収集及び分析・評価能力の向上
- ・情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど、時々の優先すべき課題に沿った柔軟な対応

・外国関係機関等との連携強化
等を行う。また、上記調査の過程で得られる情報については、「内外情勢の回顧と展望」を始め、各種作成資料を必要に応じて適時・適切に官邸を始め関係機関に提供するほか、内外の公安情勢に関する情報の一部については、引き続き、ホームページに掲載して国民に情報提供する。

3. 評価手法等

- (1) 教団に対する観察処分を厳正に実施することができたかどうかについては、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いや関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請への対応状況（立入検査回数、施設数、動員した公安調査官数、関係地方公共団体に対する情報提供件数）、地域住民との意見交換会の開催状況（実施回数、参加者数）について、総合的に分析する。
- (2) 破壊活動防止法及び団体規制法に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて適時・適切に政府・関係機関及び国民に対し提供することができたかどうかについては、情報の提供状況（情報提供の正確性、適時性、迅速性）及びホームページへのアクセス件数を検証する。また、より確度の高い情報の入手を目的とした、情報収集及び分析・評価能力向上のための態勢強化の状況について検証する。さらに、カウンターインテリジェンス啓発研修参加者のアンケート結果を分析する。
- 以上により、本政策をめぐる問題点を分析・把握し、今後の本政策の方向性について検討する。

4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条、第7条
- テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
- 第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）
「テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。」
- カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）
「カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。」
- 第169回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日）
「テロとの闘いや大量破壊兵器の不拡散問題に積極的に取り組みます。」
- 官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）
2-(2)-① 対外的情報収集機能の強化
「国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。」

5. 備考

※1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分。「観察処分」の内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取）、②当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査）であり、観察処分に基づく調査結果については、関係地方公共団体の長に対して提供することができる旨団体規制法に規定されている。

※2 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動をいう。

平成20年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	人権の擁護		
評価対象	人権の擁護		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅲ-10-(1)】		
施策の基本目標	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	人権擁護局
評価方式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺にいたるような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。

このような現状において、人権が尊重され、人権侵害が生起しない社会の実現がより一層求められている。

(2) 目的・目標

本施策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としている。上記のような状況を踏まえると、すべての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要と考えられる。このような理解を深めるため、国民一人一人の心に訴える人権啓発を行い、人権尊重思想の普及高揚を図っていく必要がある。

また、人権侵害事案が発生した場合は、その内容を把握・認知できるよういつでも気軽に相談できる体制を整えるとともに、人権侵害が認められる場合は迅速的確に救済措置を講ずることができる調査救済体制を整えておく必要がある。

(3) 具体的内容

ア 人権啓発の更なる推進

市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の啓発活動を総合的に実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図るため、平成20年度は東京都と京都市において、人権啓発フェスティバルを開催するほか、ハンセン病患者等に対する偏見・差別を解消するため、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」を岡山市と前橋市で開催することなどを予定している。

また、国際連合において、昭和23年12月10日に世界人権宣言が採択されたのを記念し、翌年の昭和24年から、毎年、12月10日の人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を展開しているが、平成20年は、世界人権宣言採択60周年を迎える。そこで、「人権週間」に合わせて、同宣言の意義と重要性をあらゆる年齢層に一斉に周知し、更なる人権尊重思想の普及高揚を図るため、記念シンポジウムの開催やポスター・リーフレットを配布するなどの啓発活動を総合的・一体的に実施する。

イ 人権相談・調査救済体制の整備

様々な人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局及びその支局における常設人権相談所のほか、デパートや公共施設等において特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話及びインターネットなど様々な手段によって、いつ

でも気軽に人権相談ができる環境を整える。

特に、子ども、高齢者、障害のある人及び女性などに関する人権問題については、

(ア) 専用相談電話「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の設置

(イ) 手紙による人権相談「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」の全国
の小・中学生への配布

(ウ) 高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における特設相談所の
開設

等により、人権侵害等の状況の内容の把握に努める。その結果、人権侵害が認められ
る場合は、迅速的確に救済措置を講ずる。

3. 評価手法等

啓発活動の実施状況、啓発活動の参加人数等の国民の参加状況及び啓発活動参加者に対するアンケート結果等を概観する。また、法務局及び地方法務局が扱う人権侵犯事件（とりわけ、潜在化しやすい子どもや障害のある人等の社会的弱者に対する人権侵犯事件）及び人権相談の内容・件数の動向等を分析する。さらに、内閣府の「人権擁護に関する世論調査（平成19年6月調査）」を利用し、人権課題（子ども、障害のある人、女性など）ごとに関心の高かった人権上の問題点との比較検討を行う。これらにより、本施策の問題点等を把握し、その要因を分析・評価する。

4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第4条
- 子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）
Ⅲ－1－(2) 困難を抱えた子どもの相談活動の充実

5. 備考

平成20年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		
評価対象	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		
施策名等	【政策体系上の位置付け：IV-11-(1)】		
施策の基本目標	国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより，国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	大臣官房訟務部門
評価方式	総合評価方式		

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

国の利害に関係のある民事訴訟・行政訴訟の審理期間は，全体として相当の迅速化が図られてきているが，医薬品・公衆衛生関係訴訟や公害・騒音訴訟等のように，訴訟が大型化，複雑化，専門化しているなどの理由から，依然として長期間を要しているものも少なくない状況にある。

国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは，国の正当な利益を擁護するとともに，国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り，法律に基づいた行政活動の実施に寄与することにつながる。

また，審理期間の長期化は，訴訟当事者及びそれと同様の立場にある国民にとって，経済的，精神的負担となることから，裁判が迅速に行われることは重要な課題である。

(2) 目的・目標

訟務組織は，裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い，国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより，国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与することを目指している。訴訟の大型化，複雑化，専門化等が生じる状況下で，適正・迅速な訴訟追行を実現するためには，

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

イ 法律意見照会制度^{*1}の積極的利用の促進

を図る必要がある。

(3) 具体的内容

ア 訟務組織における人的・物的体制の充実・強化

(7) 準備書面作成支援システム^{*2}の充実

準備書面作成支援システムに関する訟務担当者からの意見・要望を収集し，事務の効率化に資するためのシステム改良を引き続き実施する。

(4) モバイルパソコン等の導入

広範囲の分野にわたる法律知識や高度な専門的知識を要するなどの複雑・難解な訴訟に対応するため，従来の文書による主張・立証に加え，モバイルパソコンを活用したプレゼンテーションを行って，国の主張・立証をより明確にする必要がある。そこで，モバイルパソコン等の必要な機器を導入する。

(9) 訟務担当者の研修を始めとした各種研修・打合せ会の実施

各種研修・打合せ会において，裁判の迅速化に対応するための方策や，施行後3年が経過した改正行政事件訴訟法により適正・迅速に対応するための事務処理体制の充実・強化方策等について，検討・協議を進める。そして，その結果を業務に反映させ，かつ実践を徹底するなどして，審理計画に基づく訴訟追行の進行管理と期限の遵守の徹底を図る。

イ 法律意見照会制度の積極的利用の促進

(ア) 法律意見照会制度の周知

法律意見照会制度が訴訟のより適正・迅速な追行に寄与するためには、行政機関による積極的な制度の利用が不可欠である。そこで、行政機関との各種会議・打合せの際に、同制度の目的や利用方法等の説明を行うことで、より一層、同制度の理解を深め、行政機関による積極的な利用促進を図る。

(イ) 法律意見照会事件の処理態勢の整備

法律意見照会制度の利用促進が図られることに伴い、行政機関からの照会に対し、適正・迅速に回答することが不可欠である。そこで、処理態勢の充実強化として、平成20年度において、訟務担当者向けの事例集を作成し、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門に配付することにより、訟務担当者の自己研鑽の機会を提供し、また、事例集を利用した研修・打合せ会の開催を促す。

3. 評価手法等

訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的な利用促進に係る各種施策について、

- (1) 準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況
- (2) モバイルパソコン等の導入状況
- (3) 訴訟担当者向けの研修、打合せ会等の開催回数
- (4) 行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況
- (5) 法律意見照会事件数
- (6) 法律意見照会事件事例集の作成及び活用状況

を用いて、適正・迅速な訴訟の追行に与える効果を分析する。

また、分析の結果により、各種施策の問題点を把握するとともに、その要因を検証し、評価する。

4. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第31号
- 裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第3条
- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）

「国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。」

5. 備考

※1 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律の見解を述べたり、助言などを行う制度。訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができるほか、紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすものである。

※2 「準備書面作成支援システム」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門のパソコン、プリンタ、OCR装置（光学式文字読取装置）、判例・文献のCD-ROMを組み合わせたもので、ネットワークで結ぶことによって、訴訟に必要な準備書面作成の効率化・迅速化を図るものである。

平成20年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	出入国の公正な管理		
評価対象	出入国の公正な管理		
施策名等	【政策体系上の位置付け：V-12-(1)】		
施策の基本目標	平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	入国管理局
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。(平成15年度から平成20年度までの目標)		
指標	平成20年末における我が国における不法滞在者数(推計値)	目標値等	12.5万人以下 (参考) 不法残留者数 ^{*1} (各年1月1日現在) 平成16年：219,418人 平成17年：207,299人 平成18年：193,745人 平成19年：170,839人 平成20年：149,785人
参考指標	厳格な出入国審査, 強力な摘発, 円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況について		

達成目標2

取組内容	円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。		
指標	空港での審査に要する最長待ち時間	目標値等	20分以下

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

ア 不法残留者数は近年漸減傾向にあるが、依然としてその数は高水準にあるばかりか、不法就労期間も長期化傾向にある。さらに、我が国での不法就労を目的として船舶や航空機により不法入国する者の数も依然として高水準にあり、適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしている。

我が国社会の安全と秩序を維持するためには、在留資格を有することなく我が国に不法に滞在している外国人を排除し、不法滞在者の減少を図る必要がある。

イ 現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を増進し、観光立国実現に貢献することが求められている。

入国管理局においては、これまでも各空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。外国人観光客が気持ちよく我が国に入国するためには、空港における審査待ち時間を短縮する必要がある。

(2) 施策の実施方法

ア 入国管理局では、強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため、不法滞在事犯

の取締り（摘発・収容・送還）の強化に必要な経費・要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進める。また、関係省庁等と協力の上、不法就労外国人対策キャンペーン月間を実施し、不法滞在者の排除に向けた啓発活動を行う。さらに、新たな入管法違反者の入国を防止するため、高性能の偽変造旅券等の鑑識機器を配備するとともに、バイオメトリクスを活用した厳格な上陸審査を実施するなどの水際対策を推進する。

イ 出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、次のような取組を推進する。

- ・航空機が我が国へ到着する前に、乗員・乗客の情報を入手し、テロリスト等要注目人物を事前に認知するための事前旅客情報システム（APIS）の運用
- ・航空機で訪日する旅客の上陸条件の適合性をその出発地点の空港で事前にチェックする「プレクリアランス（事前確認）」の実施
- ・入国審査の際、わずかでも入国目的に疑義があるなど審査に時間を要する旅客を別途の場所で審査し、他の旅客の審査を滞らせないようにする「セカンダリ審査（二次的審査）」の実施
- ・日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置
- ・外国人用に審査待ち時間を表示
- ・地方自治体からの研修員の受入れ
- ・出入国カードの多言語化

（3）基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を達成するためには、

ア 在留資格を有することなく不法に在留する外国人や、犯罪行為等を行う可能性のある外国人等、我が国にとって好ましくない外国人の排除を図る

イ 出入国審査を円滑に実施し、国際交流の増進を図る

という2つの取組が必要であることから、上記達成目標1及び2を設定した。

それぞれの達成度合いについて、達成目標1においては、不法滞在者数（推計値）の変動を説明することにより測ることができるとの考えから、平成20年度末における我が国における不法滞在者数を指標として設定した。達成目標2においては、具体的にどの程度の円滑化が図られたかを数値により示す必要があるとの考えから、空港での審査に要する最長待ち時間を指標として設定した。

（4）測定方法等

達成目標1に関しては、摘発体制の強化等の状況、水際対策の強化の状況及び不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施状況に留意しつつ、我が国における不法滞在者数（統計値としての不法残留者数及び推定値である不法入国者数の合計）に着目することにより、不法滞在者対策の推進を図ることができたか否かを評価する。

達成目標2に関しては、全空港において、外国人の入国審査に要する待ち時間を計測し、そのうち最長であった者の待ち時間が20分を超えないよう努めることとする。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月18日犯罪対策閣僚会議決定）
序－3 犯罪情勢に即した5つの重点課題

「我が国の不法滞在者は25万人程度と推計されているが、これら犯罪の温床となる不法滞在者を、今後5年間で半減させ、（以下略）」

- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）

「2010年までに外国人訪問者を1,000万人にする目標の達成を図ります。」

- 第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）

「警察と入国管理当局の連携を強化して、25万人と推定される不法滞在者を平成20年までに半減することを目指します。」

- 観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）

第2－4 「国際観光の振興」に関する目標

「出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長

審査待ち時間を20分以下にすることを目標とする。」

- 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

第5章－3 良好な治安と災害に強い社会の実現等

「・・・テロ等への対策，（中略）迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図る（以下略）」

5. 備考

※1 「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。なお、不法滞在者数はこれに不法入国者数（推定値）を加えたものとなる。

平成20年度事後評価の実施に関する計画

1. 政策名等

政策名	法務行政における国際化対応・国際協力		
評価対象	法務行政における国際協力の推進		
施策名等	【政策体系上の位置付け： VI-13-(2)】		
施策の基本目標	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査，並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し，法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	法務総合研究所
評価方式	実績評価方式		

2. 基本目標実現のために達成すべき目標

達成目標1			
取組内容	犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。		
指標1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標2	研修への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	研修員の満足度の割合80%以上

達成目標2			
取組内容	国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。		
指標1	国際会議への参加回数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標2	国際会議への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)

達成目標3			
取組内容	開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法整備支援活動の一環として行う国際研修を実施する。		
指標1	研修の実施件数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標2	研修への参加人数	目標値等	前年度の実績を維持 (過去の実績については，別添のとおり)
指標3	研修員の研修に対する満足度	目標値等	研修員の満足度の割合80%以上

達成目標 4			
取組内容		法整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究を実施する。	
指標	1	諸外国への調査職員の派遣件数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指標	2	諸外国からの研究員の招へい人数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標 5			
取組内容		法整備支援に関し、支援対象国における積極的かつ効果的な活動を推進するための専門家を派遣する。	
指標	1	専門家の派遣依頼件数に係る対応率	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指標	2	専門家の派遣依頼人数に係る対応率	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

達成目標 6			
取組内容		法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議を開催する。	
指標	1	会議の開催回数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)
指標	2	会議への参加人数	目標値等 前年度の実績を維持 (過去の実績については、別添のとおり)

3. 基本的考え方

(1) 課題・目的・必要性

アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判等の実務運営の不備により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れにより円滑な市場経済化を阻害している国が多く見られ、これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズは、ますます高まっている。

このような中、政府の「海外経済協力会議」(平成20年1月30日開催)において、法整備支援については、同会議が司令塔機能を担い、政府一体となった支援を図ることが合意された。今後、同会議の下で、重点を置くべき支援対象国や分野を定め、支援方法や支援時期等に関する「実施基本計画」が策定される予定である。また、先に我が国が議長を務めた「G8司法・内務大臣会議」(平成20年6月11日～13日開催)において、国際組織犯罪及び国際テロに対抗する効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対する支援(キャパシティ・ビルディング支援)の供与が重要であるとの認識が共有された。その上で、同会議では、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、総括宣言において、司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野での技術協力の取組の重要性についても強い確信が示されるなど、国際協力に関する国内外での注目度が高まりを見せている。

協力・支援を通じ、アジア等の開発途上国に法の支配による「良い統治」を確立させることは、その発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、円滑な経済活動の促進等の観点から我が国の国益にも合致する。法務省としても、国際連合に協力して行う刑事司法関係者に対する研修等や、基本法令の起草と法律実務家の育成等の法整備支援などを通じて、これらの国々に対して国際協力を積極的に推進していく必要がある。

(2) 施策の実施方法

法務総合研究所国際連合研修協力部が国際連合と共同で運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（通称「アジ研」）において、刑事司法に関し、主にアジア諸国の実務家を対象とした国際研修・セミナーの実施、我が国からの国際会議への参加により、国際連合の重要施策である組織犯罪対策や汚職防止対策等の向上に寄与する。

また、同所国際協力部において、支援対象国の立法担当者や法律実務家等に立法や人材育成に関する知識及び手法を習得させることを目的とした国際研修の実施、諸外国の法制等の調査研究の実施、長期・短期専門家の派遣、関係機関との連携強化のために法整備支援関係者等を一堂に会した国際専門家会議の開催等の手法を用い、アジア諸国を中心に、基本法令の起草と法律実務家の育成等の法整備支援を行う。

(3) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標の達成状況を測るため、次の達成目標・指標により評価を実施する。

- ア 達成目標1について、諸外国における刑事司法に関する実務家等が実務運用等に資するための知識及び手法を習得させるためには、国際研修・セミナーを開催することが必要である。そこで、国際研修・セミナーの実施件数、参加人数を指標とし、さらに内容的な質を確保・確認するため、研修員の満足度も指標として加えた。
- イ 達成目標2について、国際連合の重要施策である組織犯罪対策や汚職防止対策等の向上に寄与するためには、これらに関連する国際会議への参加が不可欠である。そこで、国際会議への参加回数、参加人数を指標とした。
- ウ 達成目標3について、支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させるためには、国際研修を開催することが必要である。そこで、国際研修の実施件数、参加人数を指標とし、さらに内容的な質を確保・確認するため、研修員の満足度も指標として加えた。
- エ 達成目標4について、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することは、法整備支援を進めていく上での基盤を強化するものであり、その必要性が高い。そこで、諸外国の法制等に関する調査のための調査職員の派遣件数、研究員の招へい人数を指標とした。
- オ 達成目標5について、支援対象国において直接活動することは、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動が可能となる。そこで、専門家の派遣依頼件数に係る対応率、派遣依頼人数に係る対応率を指標とした。
- カ 達成目標6について、法整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者の連携・協力関係を醸成することが不可欠である。そこで、関係者を集めた国際専門家会議の開催回数、参加人数を指標とした。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 我が国法制度整備支援に関する基本的考え方（平成20年1月30日第13回海外経済協力会議合意事項）

「法制度整備支援は、自由、民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着、途上国の持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、我が国の経験・制度の共有と我が国との経済連携強化の点で大きな意義を有する支援であり、海外経済協力の重要分野の一つとして、戦略的に進めていくべきである。」
- G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）

「我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の

取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。」

- キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）

「司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性にかんがみ、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。」

5. 備考

【達成目標 1 関係】

○刑事司法関係者に対する国際研修・国際セミナーの実施件数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1 実施件数	8	9	9	9	9
2 参加人数	131	168	178	187	168

【達成目標 2 関係】

○国際会議への参加回数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1 参加回数	2	1	1	1	3
2 参加人数	3	2	2	2	5

【達成目標 3 関係】

○法整備支援活動の一環として行う国際研修の実施件数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1 実施件数	8	8	10	10	7
2 参加人数	83	97	95	75	72

【達成目標 4 関係】

○調査職員の派遣件数及び研究員の招へい人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1 派遣件数	2	1	1	2	4
2 招へい人数	7	5	8	9	9

【達成目標 5 関係】

○専門家派遣依頼の対応率

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1 派遣依頼件数に係る対応率	100%	100%	100%	100%	100%
依頼件数	10	8	10	11	9
派遣件数	10	8	10	11	9
2 派遣依頼人数に係る対応率	100%	100%	100%	100%	100%
依頼人数	10	8	10	11	9
派遣人数	10	8	10	11	9

※1 依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。

※2 依頼人数、派遣人数は、延べ人数である。

【達成目標 6 関係】

○国際専門家会議の開催回数及び参加人数

(目標値：前年度の実績を維持)

指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1 開催回数	1	1	1	1	1
2 参加人数	114	102	84	100	105

平成20年度成果重視事業実施計画

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	裁判員制度啓発推進事業
評価実施時期	平成21年度
所管部局	刑事局
評価方式	総合評価方式

(2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	司法制度改革の推進
施策名等	裁判員制度の啓発推進 【政策体系上の位置付け：I-2-(2)】
上記施策の基本目標	国民に対し、裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続、事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し、裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て、裁判員裁判への主体的参加を促す。

2. 課題・目的・必要性

国民が裁判に参加して、その感覚が裁判内容により反映されるようになることは、司法に対する国民の理解と支持を深めることにつながり、司法がより強固な国民的基盤を得ることを可能とするものと考えられる。そのような趣旨から、平成16年5月、国民の司法参加を実現する「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成20年4月、同法律の施行期日を定める政令が制定され、裁判員制度が平成21年5月21日から始まることとされた。

裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が、裁判官と共に刑事裁判に参加するというものであるが、裁判員となった国民には、出頭義務、守秘義務といった全く新たな義務が課されることになる。そのため、国民に対し、裁判員制度の意義及び内容を正確に伝え、国民に進んで制度に参加するという意識を持ってもらえるように取り組む必要がある。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

国民の裁判員制度に対する認知率を100パーセントにするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合を全体の70パーセント以上とする。

【目標期間】

平成18年度から平成20年度

【目標値等】

国民の裁判員制度に対する認知率

100パーセント

裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合（参加応諾率）

70パーセント以上

(2) 目標設定の考え方

制度に対する認知率については、20歳以上の日本国民であれば誰もが裁判員に選ばれる可能性があることから、「100パーセント」を意欲的な目標として設定した。

また、参加応諾率については、必要な人数の裁判員を確保して制度を円滑に運用するのに十分な数値として、「70パーセント以上」を意欲的な目標として設定した。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定方法】

世論調査等における認知率及び参加応諾率により判定する。

【基準】

○ 認知率

ランク	割合	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

○ 参加応諾率

ランク	割合	達成度合い
A	70%以上	達成
B	50%以上70%未満	おおむね達成
C	35%以上50%未満	達成が不十分
D	35%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

意識調査の結果等によると、制度について詳しい情報を知っている者ほど裁判員になることに対する不安が軽減し、参加意欲が高まる傾向が認められる。そこで、ポスター・リーフレット等の掲示・配布やホームページの活用等による広報に加え、全国の検察庁において、地方自治体や団体・企業等へ積極的に働きかけて多数回の説明会を実施して、制度の認知率の向上を図る。また、国民に制度についての詳しい情報を提供し、それにより、裁判員になることへの不安を解消し、参加応諾率の向上を図る。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）附則第2条

- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）

「国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。」

- 内閣総理大臣閣議発言（平成19年5月22日）

「司法制度改革は内閣として取り組んできた課題であり、裁判員制度はその重要な柱であります。国民の主体的な参加を得て、制度を円滑に実施するためには、内閣を挙げて広報活動に取り組む必要があります。」

- 内閣総理大臣閣議発言（平成20年4月15日）

「司法制度改革は内閣が一体として取り組んできた重要課題であり、裁判員制度はその中心となる柱です。国民の参加を得て、制度を円滑に実施するためには、内閣を挙げ

て、広報啓発活動や、国民が裁判員として参加しやすい環境の整備に取り組む必要があります。」

○ 第171回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成21年1月28日）

「裁判員制度が5月から始まります。国民が刑事裁判に参加することで、司法をより国民に身近なものとするための改革であります。」

5. 備考

平成20年度成果重視事業実施計画

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	登記情報システム再構築事業
評価実施時期	平成24年度（平成20年度は中間報告）
所管部局	民事局
評価方式	実績評価方式

(2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	国民の財産や身分関係の保護
施策名等	登記事務の適正円滑な処理 【政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－(1)】
上記施策の基本目標	登記事務におけるシステムの見直し等により，事務処理の効率化，システム関係経費の削減を図るとともに，国民の利便性を向上させる。

2. 課題・目的・必要性

現在の登記情報システムはメインフレームを中核とし，特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため，オープン市場で安価なハード・ソフトを選択できず，新たな情報処理技術の活用も困難である。そこで，柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより，行政サービスの向上とコスト削減を図る必要がある。

また，登記情報の電子化によるメリットを最大限に活用し，窓口に出向くことなく自宅等から登記申請及び登記事項証明書等送付請求が可能となるオンライン申請システムを導入することにより，インターネットを利用した各種申請・届出手続のオンライン化を推進し，国民の負担軽減，利便性の向上を図る必要がある。

なお，平成19年度末までに，全国の登記情報の電子化を完了している。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

ア 達成目標 1

平成20年度末までに，全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。

【目標期間】

平成18年度から平成20年度

【目標値等】

全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合を100%とする。

	年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (達成年度)
	不動産登記	目標値	—	約90%
	実績	約53%	約97%	
商業・法人 登記	目標値	—	約90%	100%
	実績	約52%	約97%	

イ 達成目標 2

登記情報システムの運用経費を削減する。

【事業実施期間】

平成18年度から平成22年度

【目標値等】

平成23年度における登記情報システムの運用経費を、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減する。

年 度	平成15年度 (基準年度)	平成23年度 (達成年度)
運 用 経 費	約366億円	
目標値(削減額)		約130億円

○平成15年度と比較する理由

本事業は、平成18年度から成果重視事業として進められているが、登記情報システムの最適化計画については、平成16年度から実施されている。そのため、同計画を策定するに当たり、本格的に再構築が開始された平成16年度の直前の年度である平成15年度を基準として、効果の算出を行ったためである。

(2) 目標設定の考え方

ア 達成目標1について

登記申請及び登記事項証明書等送付請求のオンライン化を推進することにより、事務処理の効率化及び国民の利便性の向上が見込めるとの考えから、達成目標1を設定した。

イ 達成目標2について

「登記情報システム業務・システム最適化計画」(平成16年11月19日法務省情報化統括責任者(CIO)決定、平成19年11月7日情報化推進会議改定)に従って、平成22年度末までによりコストパフォーマンスの高い新たなシステムに切り替えることにより、運用経費の削減が見込めるとの考えから、達成目標2を設定した。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

ア 達成目標1について

【判定方法】

平成20年度において、全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合が、100パーセントであれば達成とする。

イ 達成目標2について

【判定方法】

平成22年度末までに新たなシステムへの移行が完了することから、平成23年度における登記情報システムの運用経費が、平成15年度の同経費と比較して、約130億円削減されれば達成とする。

本事業は、「登記情報システム業務・システム最適化計画」に基づき実施されており、平成20年度から平成22年度においては、全国の登記所数に対する新たなシステムへの切替登記所数の割合について、各年度ごとに目標値を設定していることから、当該目標値に対する進捗状況(割合)により判定する。

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)
目標値	約30%	約60%	100%
実 績			

※平成19年度までは開発期間中であるため、目標値等は設定していない。

【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

ア 達成目標1について

窓口に出向くことなく自宅等からインターネットで登記申請及び登記事項証明書等送付請求が可能となるオンライン申請システムの導入を行っており、平成16年度から、登記情報の電子化を完了した登記所に順次オンライン申請用機器を整備し、平成20年度末までに全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。

イ 達成目標2について

現在の登記情報システムから、より柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、新たな情報処理技術の導入による行政サービスを向上させるとともに、運用経費の削減を図る。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

○ IT政策パッケージ2005（平成17年2月24日 IT戦略本部決定）

1-(1) 電子政府の推進

「不動産登記・商業法人登記のオンライン申請については、需要の多い登記所を中心にシステム導入を図ることとし、円滑なシステムの移行に努めるとともに、2008年度の出来るだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」

5. 備考

平成20年度成果重視事業実施計画

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	地図管理業務・システムの最適化事業
評価実施時期	平成23年度（平成20年度は中間報告）
所管部局	民事局
評価方式	実績評価方式

(2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	国民の財産や身分関係の保護
施策名等	登記事務の適正円滑な処理 【政策体系上の位置付け：Ⅲ－9－(1)】
上記施策の基本目標	登記事務におけるシステムの見直し等により，事務処理の効率化，システム関係経費の削減を図るとともに，国民の利便性を向上させる。

2. 課題・目的・必要性

従来の地図管理システムは、紙による地図の管理業務を前提としたものであり、数値化された地図等の維持・管理を適正に行うことのみを目的とした必要最小限の機能を有するものである。このため、情報の提供方法が紙の交付という手段に限定され、また、当該不動産の管轄登記所では地図等の証明書を取得できないなど、国民の利便性の点で課題がある。

地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし、インターネットを利用した地図情報の提供等の国民への利便性の向上を図ることができることから、地図情報システムを全国に展開する必要がある。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。

【目標期間】

平成18年度から平成22年度

【目標値等】

全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合を100%とする。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (達成年度)
目標値	約 15%	約 35%	約 60%	約 80%	100%
実績	約 16%	約 36%			

(2) 目標設定の考え方

従来の紙による地図管理業務を見直し、コンピュータ処理を可能とする地図情報システムの全国展開により、事務処理の効率化及び国民の利便性の向上が見込めるとの考えから、上記達成目標を設定し、その達成度合いについては、「全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合」で測ることとした。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定方法】

全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合について、上記のとおり各年度ごとに目標値を設定していることから、当該目標値に対する進捗状況（割合）により判定する。

【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし、インターネットを利用した地図情報の提供等の国民への利便性の向上を図ることができることから、地図情報システムを全国に展開する必要がある。そこで、地図情報システムを導入するためのデータの作成・移行作業を実施し、平成22年度末までに、全国の登記所に対してシステムの導入を完了することとした。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- IT政策パッケージ2005（平成17年2月24日IT戦略本部決定）

1-1) 電子政府の推進

「不動産登記・商業法人登記のオンライン申請については、需要の多い登記所を中心にシステム導入を図ることとし、円滑なシステムの移行に努めるとともに、2008年度の出来るだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」

5. 備考

平成20年度成果重視事業実施計画

1. 事業名及び関連政策

(1) 事業名等

事業名	出入国管理業務の業務・システムの最適化
評価実施時期	平成25年度（平成20年度は中間報告）
所管部局	入国管理局
評価方式	実績評価方式

(2) 関連政策（事業の基本計画上の位置付け）

政策名	出入国の公正な管理 ----- 出入国の公正な管理
施策名等	【政策体系上の位置付け：V-12-1(1)】
上記施策の基本目標	平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。

2. 課題・目的・必要性

外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、リピーターの増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、出入国管理行政を取り巻く環境は大きく変化している。

このような諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、IT（情報通信技術）を最大限活用した業務・システムを取り入れ、利用者の利便性の向上や負担の軽減等のもとより、より一層の業務の効率化・合理化を図る必要がある。

3. 目標の内容等

(1) 達成目標

出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直し、システム運用経費を削減することにより、バイオメトリクスシステム導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加額を抑制する。

【事業実施期間】

平成18年度から平成23年度

【目標値等】

達成年度	平成24年度
目標値（増加額の上限）	44.6億円
参考（達成年度までの削減額）	35.8億円

(2) 目標設定の考え方

本事業は、出入国審査、在留審査及び退去強制等に関する外国人入国管理システムを始めとした各種システムについて、いわゆるレガシーシステム^{*1}からオープンシステム^{*2}に刷新するとともに、外国人入国者について、要注意人物との指紋情報等を照合するバイオメトリクスを活用した出入国審査体制を構築するなど、業務・システムの最適化を図るものである。本事業を推進するに当たり、レガシーシステムの刷新によりシステム運用経費の削減が見込まれる。その一方で、バイオメトリクスシステム等の新規導入に伴いシステム運用経費が増加することから、本事業完了後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の抑制を目標として設定している（※）。

（※）目標値は、以下のとおり算出した。

レガシーシステムの刷新に伴い、平成22年度以降において年間約35.8億円（試算値）のIT改善効果（ITに係る経常経費の節減効果）を得ることが可能である。他方、バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立等を含んだシステム全体

の運用経費の試算としては、平成24年度以降新たに年間約80.4億円が必要となる。そこで、両者の差額である44.6億円を、「システム運用経費全体の増加額」の上限として目標値に設定した。

(3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

【判定方法】

「出入国管理業務の業務・システム最適化計画^{*3}」が完了する平成24年度において、システム運用経費全体の増加額が、目標値以下であれば達成とする。

平成20年度から平成23年度においては、上記最適化計画に基づき各年度ごとに実施することとされた工程の進捗状況により判定する。

【基準】

ランク	進捗状況（割合）	達成度合い
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	おおむね達成
C	50%以上75%未満	達成が不十分
D	50%未満	達成していない

(4) 手段と目標の因果関係

レガシーシステムの刷新に当たっては、特定の開発業者の技術に依存しない公平・透明なシステム調達を可能とするオープンな設計思想の採用、サーバ及び記憶装置の統合による効率化を実施し、システム運用経費を削減する。これにより、新たなシステム導入後のシステム運用経費全体の増加を抑制する。

4. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）
「2010年までに外国人訪問者を1,000万人にする目標の達成を図ります。」
- 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）
第5章－3 良好な治安と災害に強い社会の実現等
「・・・テロ等への対策、（中略）迅速かつ厳格な出入国審査と不適正な在留活動の防止等を図る（以下略）」

5. 備考

※1 「レガシーシステム」

一般に、時代遅れとなった旧式システムのこと。特定の開発業者の独自の技術や仕様を多用していることから他の開発業者の参入が容易でなく、結果として特定開発業者の技術等に依存し、多大なコストを要するというデメリットがある。

※2 「オープンシステム」

一般に、特定の開発業者の技術や仕様に依存しない一般にも開放されたシステムのこと。特定の開発業者の技術等によらず、多くの開発業者がシステム開発に参入することが可能となり、その結果、より最適でしかもより低価格のシステムの調達が容易となるメリットがある。

※3 「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」

「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定）に基づき平成18年3月31日に策定された後、新たな在留管理制度の見直しに係る検討が進められていることなどの諸事情にかんがみ、平成19年8月31日に改定されたもの。最適化の基本理念として、外国人の円滑な受入れ（円滑化）と、我が国にとって好ましくない外国人に対する厳格な対応（厳格化）という二つの大きな柱のバランスを保ちつつ、適正に業務を推進していくことを主要な課題としており、業務・システムの最適化を進めるにあたり、「外国人受入政策の立案及び制度設計（Plan）」、「政策及び制度の具体的な実施（Do）」、「入国・在留外国人の現状把握・情報分析（Check）」及び「外国人受入政策の見直し（Act）」という出入国管理行政全体の今後の展開に

に向けたP D C Aサイクルを実現して、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築することを基本理念としている。

また、出入国管理行政の円滑化・厳格化といういわば相反する二つの課題に同時に対応し、かつ一層の業務の効率化・合理化を図ることを目的として本最適化計画の策定に際しては、国民生活の安全性確保、利用者サービスの向上、業務処理の効率化・合理化・集約化、高度情報通信技術の活用、システムの利便性向上、レガシーシステム問題の解消及びI Tの導入により費用対効果の向上等を最適化の基本理念としている。